

公売保証金振込通知書

(宛先) さいたま市長

下記の公売に係る公売保証金を指定の金融機関への振込みにより納付しました。私に対して売却決定が行われた場合は、この公売保証金を買受代金に充ててください。公売保証金の返還事由が生じた場合は、下記の口座への振込みにより還付してください。

公売保証金振込者	下記「公売保証金払渡請求書兼口座振替依頼書」の払渡請求者のとおり
----------	----------------------------------

公売保証金払渡請求書兼口座振替依頼書

(宛先) さいたま市長
公売保証金の返還事由が生じたときは、この保証金について下記の口座への振込みによる払渡しを請求します。
なお、返還につき、公売終了後遅れて返還されることについて異議はありません。

入札を行う 公売財産の 売却区分番号		公売保証金						
払渡請求者 (公売保証金振込者)	住所 又は所在地							
	電話番号							
	フリガナ							
	氏名 又は名称		印					
	フリガナ							
※払渡請求者(公売保証金振込者)と入札者は、同一の者でなければなりません。 ※法人の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。	代表者の 役職・氏名		印					
	振込先	振込先の 金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所				
		預金種別	普通 ・ 当座 ・ その他 ()					
		口座番号						
		フリガナ						
口座名義								

※口座名義欄には口座名義のみをもれなく正確に記載してください。
(例：住所等を記載しない、法人代表者名が含まれるかどうか、等)

割印	金融機関の証明書(振込金受取書)の貼付箇所
割印	公売保証金を指定の金融機関の口座に振り込んだ旨の証明として、振込みを依頼した金融機関から交付を受けた「振込金受取書」の原本を、この枠内に貼り付けて提出してください。 なお、貼付けにあたっては、剥がれないように確実に貼り付けたうえ、割印をしてください。 また、振込みにあたっては、金融機関の注意事項をよく読んで、間違いのないようにお願いします。

公売保証金の振込みについての注意事項

- 1 公売保証金振込通知書は、入札を行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
- 2 公売保証金振込者は、公売の入札者でなければなりません。
※ 公売保証金振込者と入札者が異なる場合は、入札が無効となります。
- 3 公売保証金は、さいたま市が定める期間までに、指定の金融機関の口座に振込みしなければなりません。振込みは、必ず「電信」扱いとしてください。
なお、振込手数料については、入札者の負担となります。
- 4 この書類を提出した場合は、記載された売却区分番号に係る公売財産の公売保証金を納付したことの証明となります。
なお、公売保証金は、納付後、取消し又は変更ができませんので、注意してください。
※誤って公売保証金を振り込んだ場合は、改めて入札を行う公売物件にかかる公売保証金を振り込んでください。
なお、誤って振り込んだ公売保証金につきましては、後日返還いたします。
- 5 最高価申込者等とならなかった場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は、「振込先」欄に記載された金融機関の口座へ振込みにより返還します。
- 6 公売保証金の振込みを確認後、「入札書提出用封筒受領証」と共に公売保証金の領収書を送付します。